

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第1号

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画（写真及びマイクロフィルムを含む。以下同じ。）若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式（次号において「電磁的方式」という。）で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「（写真及びマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を「又は電磁的記録」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変

換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第 8 条第 2 項第 1 号中「第 2 条第 4 号イ」を「第 2 条第 5 号イ」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 5 号中「個人に関する情報」を「個人情報」に、「であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる情報を含む。）又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、」を「又は個人情報ではないが、」に改める。

第 1 6 条第 2 項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第 5 7 条中「第 2 条第 4 号ア」を「第 2 条第 5 号ア」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（伊勢崎市情報公開条例の一部改正）

2 伊勢崎市情報公開条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び電磁的記録」を「又は電磁的記録」に改める。

第 7 条第 1 項第 5 号中「含む。）」の次に「若しくは伊勢崎市個人情報保護条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 8 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する個人識別符号（次条第 2 項において「個人識別符号」という。）が含まれるもの」を加える。

第 8 条第 2 項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第20条第1項中「伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報保護条例」に改める。

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第2号

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第11備考中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第3号

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第4号

伊勢崎市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険基金条例（平成17年伊勢崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「保険給付費の増加等」を「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源不足等」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項中「施行規則第2条第2項」を「施行規則第2条第4項」

に改める。

第54条第7項中「施行規則第10条の2の10」を「施行規則第10条の2の12」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市税外諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第6号

伊勢崎市税外諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市税外諸収入金の督促及び延滞金に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び過料」を「、過料」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第7号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第3の6許可申請等手数料の部の表8の項中「第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書」を「第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表11の項、12の項、18の項、21の項、26の項及び37の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第8号

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険条例（平成17年伊勢崎市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により置かれる協議会は、伊勢崎市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第6条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第9号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成17年伊勢崎市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、群馬県の国民健康保険に関する特別会計（以下この条において「群馬県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（群馬県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）

につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（群馬県国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、「及び資産割額」を削り、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の6.3」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第9条及び第24条」を「第8条及び第23条」に、「21,400円」を「18,600円」に改め、同条第2号中「10,700円」を「9,300円」に改め、同条第3号中「16,050円」を「13,950円」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「100分の1.8」を「100分の2.5」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「7,300円」を「8,600円」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,750円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,625円」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「100分の1.6」を「100分の1.9」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「8,300円」を「9,800円」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「6,100円」を「5,500円」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条中「第17条、第21条及び第22条」を「第16条、第20条及び第21条」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第1項中「第24条」を「第23条」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

第22条第1号中「第17条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第21条とする。

第23条第1項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第24条第1号イ(7)中「14,980円」を「13,020円」に改め、同号イ(4)中「7,490円」を「6,510円」に改め、同号イ(5)中「11,235円」を「9,765円」に改め、同号ウ中「5,110円」を「6,020円」に改め、同号エ(7)中「4,200円」を「5,250円」に改め、同号エ(4)中「2,100円」を「2,625円」に改め、同号エ(5)中「3,150円」を「3,938円」に改め、同号オ中「5,810円」を「6,860円」に改め、同号カ中「4,270円」を「3,850円」に改め、同条第2号イ(7)中「10,700円」を「9,300円」に改め、同号イ(4)中「5,350円」を「4,650円」に改め、同号イ(5)中「8,025円」を「6,975円」に改め、同号ウ中「3,650円」を「4,300円」に改め、同号エ(7)中「3,000円」を「3,750円」に改め、同号エ(4)中「1,500円」を「1,875円」に改め、同号エ(5)中「2,250円」を「2,813円」に改め、同号オ中「4,150円」を「4,900円」に改め、同号カ中「3,050円」を「2,750円」に改め、同条第3号イ(7)中「4,280円」を「3,720円」に改め、同号イ(4)中「2,140円」を「1,860円」に改め、同号イ(5)中「3,210円」を「2,790円」に改め、同号ウ中「1,460円」を「1,720円」に改め、同号エ(7)中「1,200円」を「1,500円」に改め、同号エ(4)中「600円」を「750円」に改め、同号エ(5)中「900円」を「1,125円」に改め、同号オ中「1,660円」を「1,960円」に改め、同号カ中「1,220円」を「1,100円」に改め、同条を第23条とする。

第25条中「第27条」を「第26条」に、「第25条」を「第24条」に改め、同条を第24条とし、第26条を第25条とし、第27条から第32条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第6項中「第24条」を「第23条」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第13項までの規定中「第7条、第1

0 条及び第 2 4 条」を「第 6 条、第 9 条及び第 2 3 条」に、「第 2 4 条中」を「第 2 3 条中」に改める。

附則第 1 4 項及び第 1 5 項中「第 7 条、第 1 0 条及び第 2 4 条」を「第 6 条、第 9 条及び第 2 3 条」に、「第 2 4 条に」を「第 2 3 条に」に、「第 2 4 条中」を「第 2 3 条中」に改める。

附則第 1 6 項及び第 1 7 項中「第 7 条、第 1 0 条及び第 2 4 条」を「第 6 条、第 9 条及び第 2 3 条」に、「第 2 4 条中」を「第 2 3 条中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 9 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 3 月 2 2 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 0 号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 及び第 2 条の 3 を削る。

第 3 条第 1 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改め、「保険料率は」の次に「、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 9 条の規定に基づき算定するものとし」を加え、同項第 1 号中「介護保険法施行令（平成 1 0 年政

令第412号。以下「令」という。)」を「令」に、「35,400円」を「36,400円」に改め、同項第2号中「49,600円」を「50,900円」に改め、同項第3号中「53,100円」を「54,600円」に改め、同項第4号中「62,000円」を「63,300円」に改め、同項第5号中「70,900円」を「72,800円」に改め、同項第6号中「85,000円」を「87,300円」に改め、同号ア中「いう。)」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加え、「125万円未満」を「120万円未満」に改め、同項第7号中「92,100円」を「94,600円」に改め、同号ア中「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同項第8号中「106,300円」を「109,200円」に改め、同号ア中「290万円未満」を「300万円未満」に改め、同項第9号中「120,500円」を「123,700円」に改め、同項第10号中「131,100円」を「134,600円」に改め、同項第11号中「134,700円」を「138,300円」に改め、同項第12号中「141,800円」を「152,800円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「31,900円」を「32,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢崎市介護保険条例の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第11号

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊勢崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定に係る申請者の資格（第3条）

第3章 人員に関する基準（第4条・第5条）

第4章 運営に関する基準（第6条—第30条）

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条—第33条）

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）

附則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号及び法第115条の24第1項に規定する基準

及び員数、法第115条の2第2項第1号に規定する者並びに法第115条の2第4項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第33条中「第2章」を「第3章」に、「第26条第6項」を「第27条第6項」に、「第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条」を「第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条」に改め、同条を第34条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第32条を第33条とする。

第31条第9号中「のために」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条中第28号を第30号とし、第22号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第31条中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加え、同条を第32条とする。

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第30条を第31条とする。

第4章を第5章とする。

第29条第2項第1号中「第31条第14号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号イ中「第31条第7号」を「第32条第7号」に改め、同号ウ中「第31条第9号」を「第32条第9号」に改め、同号エ中「第31条第15号」を「第32条第16号」に改め、同号オ中「第31条第16号」を「第32条第17号」に改め、同項第3号中「第16条」を「第17条」に改め、同項第4号中「第26条第2項」を「第27条第2項」に改め、同項第5号中「第27条第2項」を「第28条第2項」に改め、第3章中同条を第30条とし、第28条を第29条とし、第24条から第27条までを1条ずつ繰り下げる。

第23条第3項中「第31条第9号」を「第32条第9号」に改め、同条を第24条とし、第22条を第23条とし、第6条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第1項中「第18条」を「第19条」に改め、同条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第3章を第4章とする。

第2章中第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 指定に係る申請者の資格

第3条 法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人

とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第12号

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例
目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 指定に係る申請者の資格（第4条）

第3章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針等（第5条・第6条）

第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）

第3節 設備に関する基準（第9条）

第4節 運営に関する基準（第10条―第13条）

第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第14条・第15条）

第4章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等（第46条・第47条）

第2節 人員に関する基準（第48条・第49条）

第3節 設備に関する基準（第50条）

第4節 運営に関する基準（第51条—第60条）

第5章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第61条）

第2節 人員に関する基準（第62条・第63条）

第3節 設備に関する基準（第64条）

第4節 運営に関する基準（第65条—第79条）

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第80条・第81条）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第82条・第83条）

第2款 人員に関する基準（第84条・第85条）

第3款 設備に関する基準（第86条・第87条）

第4款 運営に関する基準（第88条—第99条）

第6章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第100条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第101条—第103条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第104条—第106条）

第3節 運営に関する基準（第107条—第112条）

第7章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第113条）

第2節 人員に関する基準（第114条—第116条）

第3節 設備に関する基準（第117条・第118条）

第4節 運営に関する基準（第119条—第139条）

第8章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第140条）

第2節 人員に関する基準（第141条—第143条）

第3節 設備に関する基準（第144条）

第4節 運営に関する基準（第145条—第159条）

第9章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第160条）

第2節 人員に関する基準（第161条・第162条）

第3節 設備に関する基準（第163条）

第4節 運営に関する基準（第164条—第179条）

第10章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 指定の対象となる特別養護老人ホームの入所定員（第180条）

第2節 基本方針（第181条）

第3節 人員に関する基準（第182条）

第4節 設備に関する基準（第183条）

第5節 運営に関する基準（第184条—第209条）

第6節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第210条・第211条）

第2款 設備に関する基準（第212条）

第3款 運営に関する基準（第213条—第221条）

第11章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第222条）

第2節 人員に関する基準（第223条—第225条）

第3節 設備に関する基準（第226条・第227条）

第4節 運営に関する基準（第228条—第234条）

附則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項に規定する数、同条第4項第1号に規定する者、

法第78条の2の2第1項第1号及び法第78条の4第1項に規定する基準及び員数並びに法第78条の2の2第1項第2号及び法第78条の4第2項に規定する指定地域密着型サービスの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第229条中「第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条、第75条、第116条から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条及び第129条から第134条」を「第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条、第75条、第76条、第119条から第122条まで、第125条から第127条まで、第129条、第130条及び第132条から第137条」に、「第9条第1項中「第31条」を「第10条第1項中「第32条」に、「第229条」を「第234条」に、「第129条に規定する」を「第132条に規定する」に、「第34条中」を「第35条中」に、「第69条第2項」を「第70条第2項」に、「第10章第4節」を「第11章第4節」に、「第71条第3項」を「第72条第3項」に、「第75条第1項」を「第76条第1項」に、「第118条及び第126条」を「第119条中「第114条第12項」とあるのは「第223条第13項」と、第121条及び第129条」に、「第134条中「第111条第6項」とあるのは「第218条第7項」を「第137条中「第114条第6項」とあるのは「第223条第7項」に改め、同条を第234条とする。

第228条第2項第3号中「第224条第6号」を「第229条第6号」に改め、同項第4号中「第225条第2項」を「第230条第2項」に改め、同項第5号中「第226条第9項」を「第231条第9項」に改め、同項第6号中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項第7号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第8号中「第38条第2項」を「第39条第2項」

に改め、同項第9号中「第40条第2項」を「第41条第2項」に改め、同項第10号中「第75条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第233条とし、第227条を第232条とする。

第226条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第223条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加え、同条を第231条とし、第225条を第230条とする。

第224条第9号中「第226条第1項」を「第231条第1項」に改め、同条を第229条とし、第223条を第228条とする。

第222条第2項第2号に次のように加え、第10章第3節中同条を第227条とする。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第221条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、同号の表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加え、同条を第226条とする。

第220条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、第10章第2節中同条を第225条とする。

第219条第2項中「前項」を「第1項」に、「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第224条とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第218条第1項中「介護（」の次に「第114条第7項に規定する」を加

え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第114条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「介護（」の次に「第114条第7項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第218条第10項中「第6条第12項」を「第7条第12項」に改め、同項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第231条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第218条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加え、同条を

第 2 2 3 条とする。

8 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2 人以上とすることができる。

9 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第 4 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で 1 以上とする。

第 2 1 7 条中「第 1 1 0 条」を「第 1 1 3 条」に改め、第 1 0 章第 1 節中同条を第 2 2 2 条とする。

第 1 0 章を第 1 1 章とする。

第 2 1 6 条中「第 9 条、第 1 0 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 2 2 条、第 2 8 条、第 3 4 条、第 3 6 条、第 3 8 条、第 4 1 条、第 6 9 条、第 7 3 条、第 7 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 1 8 0 条から第 1 8 2 条まで、第 1 8 5 条、第 1

88条、第190条から第194条まで及び第198条から第203条まで」を「第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第70条、第74条、第76条第1項から第4項まで、第184条から第186条まで、第189条、第192条、第194条から第199条まで及び第203条から第208条まで」に、「第9条第1項中「第31条」を「第10条第1項中「第32条」に、「第213条」を「第218条」に、「第13条第1項」を「第14条第1項」に、「第34条中」を「第35条中」に、「第69条第2項」を「第70条第2項」に、「第9章第5節」と、第75条第1項」を「第10章第6節」と、第76条第1項」に、「第194条中「第185条」とあるのは「第216条において準用する第185条」を「第199条中「第189条」とあるのは「第221条において準用する第189条」に、「第184条第5項」を「第188条第5項」に、「第209条第7項」を「第214条第7項」に、「第204条」を「第209条」に、「第216条」を「第221条」に、「第202条第3項」を「第207条第3項」に、「第203条第2項第2号」を「第208条第2項第2号」に、「第182条第2項」を「第186条第2項」に改め、第9章第5節第3款中同条を第221条とし、第215条を第220条とし、第214条を第219条とする。

第213条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加え、同条を第218条とする。

(7) 緊急時等における対応方法

第212条を第217条とし、第211条を第216条とし、第210条を第215条とする。

第209条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加え、同条を第214条とする。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第208条を第213条とする。

第9章第5節第2款中第207条を第212条とする。

第9章第5節第1款中第206条を第211条とし、第205条を第210条とする。

第9章第5節を同章第6節とする。

第204条中「第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第69条、第73条及び第75条」を「第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第70条、第74条及び第76条」に、「第9条第1項中「第31条」を「第10条第1項中「第32条」に、「第195条」を「第200条」に、「第13条第1項」を「第14条第1項」に、「第34条中」を「第35条中」に、「第69条第2項」を「第70条第2項」に、「第9章第4節」を「第10章第5節」に、「第75条第1項」を「第76条第1項」に改め、第9章第4節中同条を第209条とする。

第203条第2項第2号中「第182条第2項」を「第186条第2項」に改め、同項第3号中「第184条第5項」を「第188条第5項」に改め、同項第4号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第5号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同項第7号中「第75条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第208条とし、第202条を第207条とし、第196条から第201条までを5条ずつ繰り下げる。

第195条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加え、同条を第200条とする。

(6) 緊急時等における対応方法

第194条中「第185条」を「第189条」に改め、同条第5号中「第184条第5項」を「第188条第5項」に改め、同条第6号中「第204条」を「第209条」に、「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条第7号中「第202条第3項」を「第207条第3項」に改め、同条を第19

9条とし、第193条を第198条とし、第192条を第196条とし、同条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第197条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第182条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第191条を第195条とし、第185条から第190条までを4条ずつ繰り下げる。

第184条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加え、同条を第188条とする。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第183条第1項中「第208条第1項及び第2項」を「第213条第1項及び第2項」に改め、同条第3項第1号中「第208条第3項第1号」を「第213条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第208条第3項第2号」を「第213条第3項第2号」に改め、同条を第187条とし、第182条を第186条とし、第181条を第185条とする。

第180条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改め、同条を第184条とする。

第9章第4節を同章第5節とする。

第9章第3節中第179条を第183条とし、同節を同章第4節とする。

第178条第3項ただし書中「第205条」を「第210条」に、「この条

において同じ。)及び」を「この項において同じ。)に」に改め、「第90号」の次に「。以下「県指定介護老人福祉施設基準条例」という。」を加え、「)を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（県指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め、「施設を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、「第214条第2項」を「第219条第2項」に改め、同条第4項中「第207条第1項第3号」を「第212条第1項第3号」に、「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第178条第13項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第16項中「第44条」を「第45条」に、「第111条若しくは第218条」を「第114条若しくは第223条」に改め、第9章第2節中同条を第182条とする。

第9章中第2節を第3節とする。

第9章第1節中第177条を第181条とする。

第9章中第1節を第2節とし、同章に第1節として次の1節を加える。

第1節 指定の対象となる特別養護老人ホームの入所定員

第180条 法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

第9章を第10章とする。

第176条中「第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで及び第128条」を「第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第74条、第75条、第76条第1項から第4項まで及び第131条」に、「第3

4条中」を「第35条中」に、「第69条第2項」を「第70条第2項」に、「第8章第4節」と、「第75条第1項」を「第9章第4節」と、「第76条第1項」に改め、第8章第4節中同条を第179条とする。

第175条第2項第2号中「第163条第2項」を「第166条第2項」に改め、同項第3号中「第165条第5項」を「第168条第5項」に改め、同項第4号中「第173条第3項」を「第176条第3項」に改め、同項第5号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第6号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同項第7号中「第40条第2項」を「第41条第2項」に改め、同項第8号中「第75条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第178条とし、第174条を第177条とし、第167条から第173条までを3条ずつ繰り下げる。

第166条第1項中「第158条第1項第4号」を「第161条第1項第4号」に改め、同条を第169条とする。

第165条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加え、同条を第168条とする。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第164条を第167条とし、第163条を第166条とし、第162条を第165条とする。

第161条第1項中「第172条」を「第175条」に改め、同条第4項中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第164条とする。

第8章第3節中第160条を第163条とする。

第8章第2節中第159条を第162条とする。

第158条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職

員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第158条第9項中「第111条」を「第114条」に、「第218条」を「第223条」に改め、同条を第161条とする。

第8章第1節中第157条を第160条とする。

第8章を第9章とする。

第156条中「第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第128条、第131条及び第133条」を「第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第70条、第75条、第76条第1項から第4項まで、第131条、第134条及び第136条」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第31条」を「第32条」に、「第150条」を「第153条」に、「第34条中」を「第35条中」に、「第69条第2項」を「第70条第2項」に、「第7章第4節」を「第8章第4節」に、「第75条第1項」を「第76条第1項」に、「第128条中」を「第131条中」に、「第131条中」を「第134条中」に改め、第7章第4節中同条を第159条とする。

第155条第2項第2号中「第143条第2項」を「第146条第2項」に改め、同項第3号中「第145条第6項」を「第148条第6項」に改め、同項第4号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第5号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同項第6号中「第40条第2項」を「第41条第2項」に改め、同項第7号中「第75条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第158条とし、第154条を第157条とする。

第153条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条を第156条とし、第152条を第155条とし、第147条から第151条までを3条ずつ繰り下げる。

第146条第1項中「第138条第5項」を「第141条第5項」に改め、

同条を第149条とする。

第145条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加え、同条を第148条とする。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第144条を第147条とし、第143条を第146条とし、第142条を第145条とする。

第141条第2項中「第152条」を「第155条」に改め、同条第7項中「第73条第1項」を「第74条第1項」に改め、第7章第3節中同条を第144条とする。

第140条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、第7章第2節中同条を第143条とする。

第139条第2項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条を第142条とする。

第138条第1項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に、「第69条」を「第70条」に、「第141条」を「第144条」に改め、同条第4項中「第111条」を「第114条」に、「第218条」を「第223条」に改め、同条第10項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に改め、同条を第141条とする。

第7章第1節中第137条を第140条とする。

第7章を第8章とする。

第136条中「第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条及び第75条」を「第10条から第14条まで、第21条、第23条、第

29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条、第75条及び第76条」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第31条」を「第32条」に、「第129条」を「第132条」に、「第34条中」を「第35条中」に、「第71条第3項」を「第72条第3項」に、「第69条第2項」を「第70条第2項」に、「第6章第4節」を「第7章第4節」に、「第75条第1項」を「第76条第1項」に改め、第6章第4節中同条を第139条とする。

第135条第2項第3号中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項第4号中「第121条第6号」を「第124条第6号」に改め、同項第5号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第6号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同項第7号中「第40条第2項」を「第41条第2項」に改め、同項第8号中「第75条」を「第76条」に改め、同条を第138条とする。

第134条中「第111条第6項」を「第114条第6項」に改め、同条を第137条とし、第133条を第136条とする。

第132条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条を第135条とし、第131条を第134条とし、第126条から第130条までを3条ずつ繰り下げる。

第125条第1項中「第111条第12項」を「第114条第12項」に改め、同条を第128条とし、第124条を第127条とし、第123条を第126条とする。

第122条第2項中「県指定居宅介護支援等基準条例第16条」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条」に改め、同条を第125条とし、第121条を第124条とし、第117条から第120条までを3条ずつ繰り下げる。

第116条中「第111条第12項」を「第114条第12項」に、「第122条」を「第125条」に改め、同条を第119条とする。

第115条第5項中「第48条第1項」を「第49条第1項」に改め、第6章第3節中同条を第118条とする。

第114条第1項中「第44条第1項」を「第45条第1項」に改め、同条を第117条とする。

第113条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、第6章第2節中同条を第116条とする。

第112条第2項中「第219条第1項」を「第224条第1項」に改め、同条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に、「第220条に規定する」を「第225条に規定する」に、「第139条第2項、第140条及び第220条」を「第142条第2項、第143条及び第225条」に改め、同条を第115条とする。

第111条第1項中「第44条第1項」を「第45条第1項」に、「第43条」を「第44条」に、「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第223条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「もの（以下」の次に「この章において」を加え、同条第8項中「第218条第1項」を「第223条第1項」に改め、同条第12項中「第125条第1項」を「第128条第1項」に改め、同条第13項中「第44条第1項」を「第45条第1項」に改め、同条を第114条とする。

第6章第1節中第110条を第113条とする。

第6章を第7章とする。

第109条中「第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第64条、第65条、第69条及び第71条から第76条」を「第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第65条、第66条、第70条及び第72条から第77条」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第31条」を「第32条」に、「第107条」を「第110条」に、「第34条中」を「第35条中」に、「第75条第1項」を「第76条第1項」に、「第76条第4項」を「第77条第4項」に、「第63条第4項」を「第64条第4項」に、「第100条第4項」を「第103条第4項」に改め、第5章

第3節中同条を第112条とする。

第108条第2項第2号中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項第3号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第4号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同項第5号中「第76条第2項」を「第77条第2項」に改め、同項第6項中「第75条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第111条とする。

第107条第4号中「第98条第4項又は第102条第1項」を「第101条第4項又は第105条第1項」に改め、同条を第110条とする。

第106条第1項中「第99条又は第103条」を「第102条又は第106条」に改め、同条を第109条とする。

第105条第4号中「第98条第1項又は第101条第1項」を「第101条第1項又は第104条第1項」に改め、同条を第108条とし、第104条を第107条とする。

第103条第2項中「第99条第2項」を「第102条第2項」に改め、第5章第2節第2款中同条を第106条とする。

第102条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第210条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」に、「とする。」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改め、同条第2項中「第111条第7項」を「第114条第7項及び第223条第8項」に改め、同条を第105条とする。

第101条第1項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「第138条、第158条若しくは第178条」を「第141条、第161条若しくは第182条」に、「第70条に」を「第71条に」に改め、同条第2項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第104条とする。

第100条第5項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、第5章第

2節第1款中同条を第103条とし、第99条を第102条とする。

第98条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第4項中「伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を「伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第100条第2項第1号ア」を「第103条第2項第1号ア」に改め、同条第7項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第101条とする。

第5章第1節中第97条を第100条とする。

第5章を第6章とする。

第96条中「第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第65条（第3項第2号を除く。）、第66条及び第71条から第76条まで」を「第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第66条（第3項第2号を除く。）、第67条及び第72条から第77条まで」に、「第34条中」を「第35条中「運営規程」とあるのは「第95条に規定する重要事項に関する規程」と、」に、「第71条第3項」を「第72条第3項」に、「第75条第1項」を「第76条第1項」に、「第76条第4項」を「第77条第4項」に、「第63条第4項」を「第64条第4項」に、「第84条第4項」を「第87条第4項」に改め、第4章第5節第4款中同条を第99条とする。

第95条第2項第3号中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項第4号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第5号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同項第6号中「第76条第2項」を「第77条第2項」に改め、同項第7号中「第75条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第98条とし、第94条を第97条とし、第91条から第93条までを3条ずつ繰り下げる。

第90条第3項中「第93条第1項」を「第96条第1項」に改め、同条を第93条とし、第89条を第92条とし、第86条から第88条までを3条ず

つ繰り下げる。

第85条第1項中「第92条」を「第95条」に、「運営規程」を「重要事項に関する規程」に、「第90条第1項」を「第93条第1項」に、「第93条第1項」を「第96条第1項」に改め、同条第2項中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第88条とする。

第4章第5節第3款中第84条を第87条とする。

第83条中「9人」を「18人」に改め、同条を第86条とする。

第4章第5節第2款中第82条を第85条とし、第81条を第84条とする。

第4章第5節第1款中第80条を第83条とする。

第79条中「第89条」を「第92条」に改め、同条を第82条とする。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第80条 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第96号。以下この条において「県指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（県指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（県指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第94号。以下この条において「県指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（県指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）

及び指定放課後等デイサービス事業者（県指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（県指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（県指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（県指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（県指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（県指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（県指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（県指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（県指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（県指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第61条、第63条、第64条第4項並びに前節（第79条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第71条に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第64条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第68条第4号、第69条第5項及び第72条第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第78条第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第78条中「第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条」を「第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第31条」を「第32条」に、「第70条」を「第71条」に、「第34条中」を「第35条中」に改め、第4章第4節中同条を第79条とする。

第77条第2項第2号中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項第3号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第4号中「第38条第

2項」を「第39条第2項」に改め、同項第6項中「第75条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第78条とする。

第76条第4項中「第63条第4項」を「第64条第4項」に改め、同条を第77条とし、第75条を第76条とし、第64条から第74条までを1条ずつ繰り下げる。

第63条第5項中「第61条第1項第3号」を「第62条第1項第3号」に改め、第4章第3節中同条を第64条とする。

第4章第2節中第62条を第63条とし、第61条を第62条とする。

第4章第1節中第60条を第61条とする。

第4章を第5章とする。

第59条中「第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第39条まで、第41条及び第42条」に、「第9条第1項、第19条、第33条第1項及び第34条」を「第10条第1項、第20条、第34条第1項及び第35条」に、「第14条」を「第15条」に、「第27条中」を「第28条中」に改め、第3章第4節中同条を第60条とする。

第58条第2項第2号中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項第3号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第4号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同項第5号中「第40条第2項」を「第41条第2項」に改め、同条を第59条とし、第57条を第58条とする。

第56条第3項中「第32条第2項ただし書」を「第33条第2項ただし書」に改め、同条を第57条とし、第55条を第56条とし、第50条から第54条までを1条ずつ繰り下げる。

第49条第4項中「第8条」を「第9条」に改め、第3章第3節中同条を第50条とする。

第3章第2節中第48条を第49条とする。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条を第48条とする。

第3章第1節中第46条を第47条とし、第45条を第46条とする。

第3章を第4章とする。

第44条第2項第1号中「第26条第3項」を「第27条第3項」に改め、同項第3号中「第39条第1項」を「第40条第1項」に改め、第2章第5節中同条を第45条とする。

第43条第1項中「第6条第1項第4号」を「第7条第1項第4号」に改め、同条第2項中「第25条、第26条第4項」を「第26条、第27条第4項」に改め、同条を第44条とする。

第42条第2項第2号中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項第3号中「第25条第2項」を「第26条第2項」に改め、同項第4号中「第26条第10項」を「第27条第10項」に改め、同項第5号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第6号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同項第7号中「第40条第2項」を「第41条第2項」に改め、第2章第4節中同条を第43条とし、第41条を第42条とし、第40条を第41条とする。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条を第40条とし、第38条を第39条とし、第33条から第37条までを1条ずつ繰り下げる。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削り、同条を第33条とし、第31条を第32条とし、第25条から第30条までを1条ずつ繰り下げる。

第24条第1号、第3号及び第4号中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第25条とし、第23条を第24条とし、第15条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条中「(群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成25年群馬県条例第69号。以下「県指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条第9号」を「(伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例(平成30年伊勢崎市条例第13号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条第9号」に、「第64条、第8

6条及び第87条」を「第65条、第89条及び第90条」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第1項中「第31条」を「第32条」に改め、同条を第10条とする。

第8条4項中「第47条第1項」を「第48条第1項」に、「第45条」を「第46条」に、「第49条」を「第50条」に改め、第2章第3節中同条を第9条とする。

第2章第2節中第7条を第8条とする。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第4項中「第47条第1項」を「第48条第1項」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項第1号中「第178条第12項」を「第182条第12項」に改め、同項第4号中「第111条第1項」を「第114条第1項」に改め、同項第5号中「第138条第1項」を「第141条第1項」に、「第101条第1項、第102条、第111条第6項、第112条第3項及び第113条」を「第104条第1項、第105条、第114条第6項、第115条第3項及び第116条」に改め、同項第6号中「第157条第1項」を「第160条第1項」に、「第101条第1項、第102条第1項及び第111条第6項」を「第104条第1項、第105条第1項及び第114条第6項」に改め、同項第7号中「第177条第1項」を「第181条第1項」に、「第101条第1項、第102条第1項及び第111条第6項」を「第104条第1項、第105条第1項及び第114条第6項」に改め、同項第8号中「第218条第1項」を「第223条第1項」に、「第6章から第9章まで」を「第7章から第10章まで」に改め、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第9項中「第25条第1項及び第26条」を「第26条第1項及び第27条」に改め、同条第11項中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第12項中「第218条第10項」を「第223条第14項」に改め、同

条を第7条とする。

第2章第1節中第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 指定に係る申請者の資格

第4条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

附則第2条中「第141条第1項」を「第144条第1項」に改める。

附則第3条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第179条第1項第7号ア」を「第183条第1項第7号ア」に改める。

附則第4条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第179条第1項第7号ア」を「第183条第1項第7号ア」に改める。

附則第5条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第179条第1項第8号及び第207条第1項第4号」を「第183条第1項第8号及び第212条第1項第4号」に改める。

附則に次の2条を加える。

第7条 第161条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第8条 第163条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定に係る申請者の資格（第3条）

第3章 基本方針（第4条）

第4章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第5章 運営に関する基準（第7条―第32条）

第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業に係る人員及び運営に関する基準、法第79条第2項第1号に規定する者並びに法第81条第1項及び第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 指定に係る申請者の資格

第3条 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

第3章 基本方針

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との

連携に努めなければならない。

第4章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を

紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定

居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定

居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該

居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第88号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等県指定居宅サービス等基準条例に規定する計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる

ものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されて

いるときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の日数のおおむね2分の1を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要があるときにはその理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第1項に規定する会議から、同条第2項に規定する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、同条第4項の規定に基づき、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付

けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は

助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

- ア 居宅サービス計画

- イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

- ウ 第16条第9号(同条第17号において準用する場合を含む。)に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第 16 条第 15 号イに規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第 19 条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第 29 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 6 章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第 33 条 第 4 条及び前 2 章（第 29 条第 6 項及び第 7 項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 21 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 21 条」と、第 13 条第 1 項中「指定居宅介護支援（法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第 47 条第 3 項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 20 号の規定は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 6 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。

3 この条例の施行の日前に完結した記録の保存については、この条例の規定は適用しない。

4 前項の規定によりこの条例の規定は適用しないものとされた記録の保存については、廃止前の群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年群馬県条例第 69 号）に定めるところによる。

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定に係る申請者の資格（第4条）

第3章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第6条—第8条）

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第9条—第11条）

第3節 運営に関する基準（第12条—第41条）

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条・第43条）

第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第44条）

第2節 人員に関する基準（第45条—第47条）

第3節 設備に関する基準（第48条・第49条）

第4節 運営に関する基準（第50条—第65条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第66条—第69条）

第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第70条）

第2節 人員に関する基準（第71条—第73条）

第3節 設備に関する基準（第74条）

第4節 運営に関する基準（第75条—第86条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）

附則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号に規定する者、法第115条の14第1項に規定する基準及び員数並びに同条第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第89条を第90条とし、第88条を第89条とする。

第87条中「第69条」を「第70条」に改め、同条を第88条とし、第86条を第87条とする。

第85条中「第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除

く。)、第38条、第39条(第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条」を「第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条(第5項を除く。)、第57条、第60条及び第62条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「第27条」を「第28条」に、「第79条」を「第80条」に、「第26条第2項」を「第27条第2項」に、「第4章第4節」を「第5章第4節」に、「第32条中」を「第33条中」に、「第39条第1項」を「第40条第1項」に、「第56条中」を「第57条中」に、「第59条中」を「第60条中」に改め、第4章第4節中同条を第86条とする。

第84条第2項第2号中「第75条第2項」を「第76条第2項」に改め、同項第3号中「第77条第2項」を「第78条第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第25条」に改め、同項第5号中「第36条第2項」を「第37条第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、同項第7号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同条を第85条とし、第83条を第84条とする。

第82条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条を第83条とする。

第81条を第82条とし、第78条から第80条までを1条ずつ繰り下げる。
第77条に次の1項を加え、同条を第78条とする。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第76条を第77条とし、第75条を第76条とし、第74条を第75条とする。

第73条第2項中「第81条」を「第82条」に改め、同条第7項中「第141条第1項」を「第144条第1項」に改め、第4章第3節中同条を第74条とする。

第72条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、第4章第2節中同条を第73条とする。

第71条第2項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条を第72条とする。

第70条第1項中「第138条第1項」を「第141条第1項」に、「第137条」を「第140条」に、「第73条」を「第74条」に改め、同条第4項中「第111条」を「第114条」に改め、同条第10項中「第138条第1項」を「第141条第1項」に改め、同条を第71条とする。

第4章第1節中第69条を第70条とする。

第4章を第5章とする。

第3章第5節中第68条を第69条とし、第67条を第68条とする。

第66条中「第43条」を「第44条」に改め、同条第2号中「第31条各号」を「第32条各号」に、「第32条各号」を「第33条各号」に改め、同条を第67条とし、第65条を第66条とする。

第64条中「第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）から第40条まで」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「第27条」を「第28条」に、「第57条」を「第58条」に、「第26条第2項」を「第27条第2項」に、「第3章第4節」を「第4章第4節」に、「第28条第3項及び第32条」を「第29条第3項及び第33条」に、「第39条第1項」を「第40条第1項」に改め、第3章第4節中同条を第65条とする。

第63条第2項第3号中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改め、同項第4号中「第53条第2項」を「第54条第2項」に改め、同項第5号中「第24条」を「第25条」に改め、同項第6号中「第36条第2項」を「第

37条第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、同項第8号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同条を第64条とする。

第62条中「第44条第6項」を「第45条第6項」に改め、同条を第63条とし、第61条を第62条とする。

第60条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条を第61条とする。

第59条を第60条とし、第50条から第58条までを1条ずつ繰り下げる。

第49条中「第44条第12項」を「第45条第12項」に、「第66条」を「第67条」に改め、同条を第50条とする。

第48条第5項中「第115条第1項」を「第118条第1項」に改め、第3章第3節中同条を第49条とする。

第47条第1項中「第111条第1項」を「第114条第1項」に改め、同条を第48条とする。

第46条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、第3章第2節中同条を第47条とする。

第45条第1項中「条例第6条第1項」を「条例第7条第1項」に、「第47条第1項」を「第48条第1項」に改め、同条第2項中「第219条第1項」を「第224条第1項」に改め、同条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に、「第220条」を「第225条」に、「第71条第2項及び第72条」を「第72条第2項及び第73条」に改め、同条を第46条とする。

第44条第1項中「第111条第1項」を「第114条第1項」に、「第110条」を「第113条」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項及び第8項中「第218条第1項」を「第223条第1項」に改め、同条第12項中「第66条第3号」を「第67条第3号」に改め、同条第13項中「第111条第1項」を「第114条第1項」に改め、同条を第45条とする。

第3章第1節中第43条を第44条とする。

第3章を第4章とする。

第42条中「第4条」を「第5条」に改め、第2章第4節中同条を第43条とする。

第41条を第42条とする。

第40条第2項第2号中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第25条」に改め、同項第4号中「第36条第2項」を「第37条第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、第2章第3節中同条を第41条とする。

第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第37条第4項中「第7条第4項」を「第8条第4項」に改め、同条を第38条とする。

第36条を第37条とし、第28条から第35条までを1条ずつ繰り下げる。

第27条第4号中「第5条第4項又は第9条第1項」を「第6条第4項又は第10条第1項」に、「第29条」を「第30条」に改め、同条を第28条とする。

第26条第1項中「第6条又は第10条」を「第7条又は第11条」に、「第42条」を「第43条」に改め、同条を第27条とする。

第25条を第26条とし、第17条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条中「伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を「伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例」に、「第31条第9号」を「第32条第9号」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条中「第27条」を「第28条」に、「第5条第1項又は第8条第1項」を「第6条第1項又は第9条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、第2章第2節第2款中同条を第11条とする。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第210条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人

福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」に、「する。」を「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改め、同条第2項中「第44条第6項」を「第45条第6項」に、「第44条第7項」を「第45条第7項」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第138条第1項」を「第141条第1項」に、「第70条第1項」を「第71条第1項」に、「第157条第1項」を「第160条第1項」に、「第44条第6項」を「第45条第6項」に、「第177条第1項」を「第181条第1項」に、「第101条第1項」を「第104条第1項」に、「第70条又は」を「第71条又は」に、「第138条、第158条若しくは第178条」を「第141条、第161条若しくは第182条」に改め、同条第2項中「第101条第1項」を「第104条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条第5項中「第100条第1項」を「第103条第1項」に改め、第2章第2節第1款中同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第4項中「伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を「伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例」に、「第98条第1項」を「第101条第1項」に、「第7条第2項第1号ア」を「第8条第2項第1号ア」に改め、同条第7項中「第98条第1項」を「第101条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第2章第1節中第4条を第5条とする。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 指定に係る申請者の資格

第4条 法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

附則第2条中「第74条第1項」を「第75条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市後期高齢者医療に関する条例及び伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第15号

伊勢崎市後期高齢者医療に関する条例及び伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市後期高齢者医療に関する条例(平成20年伊勢崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

(伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第55条」の次に「若しくは第55条の2」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第16号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料による土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）をいう。
- (3) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。
- (4) 一時仮置き事業 小規模特定事業に該当するものであって、土砂等の搬入開始の日から1年を超えない期間内において当該土砂等を他の場所へ搬

出することを目的として行う事業をいう。

(5) 事業者 主体的に土砂等の埋立て等を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、本市の区域内における土砂等の埋立て等の状況を把握し、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を講ずるとともに、群馬県が講ずる土砂等の埋立て等に関する施策に協力するものとする。

(土砂等の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土砂等の埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の埋立て等を行ってはならず、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を排出等する者の責務)

第5条 土砂等を排出又は採取（以下「排出等」という。）する者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めるとともに、適正な土砂等の埋立て等が行われるよう事業者に協力しなければならない。

(土地の所有者の責務)

第6条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等が行われることにより土壌の汚染が生じ、及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある場合には、事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 土地の所有者は、当該土地で行われる土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に努めなければならない。

(土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止)

第7条 事業者その他の土砂等の埋立て等を行う者（以下「事業者等」という。）は、規則で定める土砂等の汚染に関する基準（以下「土壌基準」という。）に適合しない土砂等を、埋立て等に使用してはならない。

2 市長は、土壌基準に適合しない土砂等が埋立て等に使用されていると認めるとき又は使用されているおそれがあると認めるときは、事業者等に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全し、及び回復するために必要な措置を命ずるものとする。

(崩落等の防止措置等)

第8条 事業者等は、土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、事業者等に対し、これらを防止するために必要な措置を命ずるものとする。

(小規模特定事業の許可)

第9条 小規模特定事業を行おうとする事業者は、小規模特定事業を施工する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 土砂等の埋立て等を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等のみによる埋立て等
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等の埋立て等（委託又は請負（以下「委託等」という。）により行う土砂等の埋立て等を含む。）
- (3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
- (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等の埋立て等
- (5) 一時仮置き事業であって、搬入した土砂等の埋立て等が崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める技術上の基準に適合し、市長に届け出たもの
- (6) その他無秩序な土砂等の埋立て等のおそれがないものとして規則で定める土砂等の埋立て等

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地及びその代表者の氏名）
- (2) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- (3) 土砂等の埋立て等の目的

- (4) 小規模特定事業区域の位置及び面積
- (5) 小規模特定事業を行う期間
- (6) 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
- (7) 小規模特定事業の施工に関する計画（以下「施工計画」という。）
- (8) 小規模特定事業区域の周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する計画
- (9) 施工管理者（小規模特定事業区域の周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号

3 前項の申請書には、小規模特定事業区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第1項の許可を受けようとする者は、第2項第5号の小規模特定事業を行う期間（以下「小規模特定事業の期間」という。）について、3年を超えて申請することができない。

5 第27条又は第29条各項の規定により命令を受けた者であって、必要な改善又は措置を完了していないものは、新たに行おうとする小規模特定事業について、第1項の許可の申請をすることができない。

（許可の基準）

第10条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土砂等の法面の勾配が、施工計画において、規則で定める技術上の基準に適合していること。
- (2) 土砂等の排水施設、擁壁その他の施設が、施工計画において、規則で定める技術上の基準に適合していること。
- (3) 小規模特定事業区域の地形及び地質並びに周囲の状況に応じ配慮すべき事項及び講ずべき措置が、施工計画において規則で定める技術上の基準に適合していること。
- (4) 小規模特定事業を行うことについて、当該小規模特定事業に係る土地の所有者の承認を得ていること。

2 市長は、前条第1項の許可の申請をした者、土砂等の埋立て等に係る工事

を委託等された者又は土地の所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 小規模特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (2) 前条第1項の規定による許可（次条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- (3) この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条例第47号。以下「県条例」という。）又は県条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (6) 法人であつて、その役員又は使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 個人であつて、その使用人のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 第5号の暴力団員等が事業活動を支配する者
- (9) 前各号（第6号を除く。）のいずれかに該当する者を、施工管理者として置こうとするもの

3 市長は、前条第1項の許可をするときは、当該許可に係る小規模特定事業区域の周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止のために必要な条件を付し、及び許可後においてもこれを変更することができる。

（変更の許可）

第11条 第9条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第3号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 変更する事項の内容

(2) 変更する理由

3 小規模特定事業の期間の変更（当該小規模特定事業の期間を延長させるものに限る。次項において同じ。）を申請しようとする場合は、第9条第1項の許可を受けた小規模特定事業の期間の満了する日から起算して1年を超えて小規模特定事業の期間の変更をすることはできない。

4 第9条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第1号、第2号若しくは第9号に掲げる事項の変更又は第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、市長に届け出なければならない。

5 第9条第3項及び第5項並びに前条第1項及び第3項の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、第9条第3項中「前項」とあるのは「第11条第2項」と、同条第5項中「新たに行おうとする小規模特定事業について、第1項の許可」とあるのは「第11条第1項の許可」と、前条第1項及び第3項中「前条第1項の許可」とあるのは「第11条第1項の許可」と、同条第1項第4号中「小規模特定事業を」とあるのは「小規模特定事業の変更を」と読み替えるものとする。

（土砂等の搬入の事前届出等）

第12条 許可等を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可等を受けた小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出等の場所ごと又は規則で定める土砂等の数量を超えるごとに、事前に市長に届け出なければならない。ただし、土壌の汚染及び災害の発生の防止のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出等する場所から排出等された土砂等であること及びその性状が規則に定める基準に該当することを証する書面

(2) 小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合してい

ることを証する書面。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該書面の添付を省略することができる。

ア 土砂等が国等が行う事業により排出等された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。

イ 土砂等が規則で定める法令等の規定に基づき排出等されたものであることを書面により証明できるとき。

ウ この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

3 市長は、許可事業者が搬入しようとする土砂等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可事業者に対し、第1項の規定による届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

(1) 土壌基準に適合しないと認めるとき。

(2) 性状が規則で定める基準に適合しないと認めるとき。

(小規模特定事業の完了等の手続)

第13条 許可事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 許可等を受けた小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したとき。

(2) 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき。

2 市長は、前項第1号の規定による届出（完了し、又は廃止したものに限る。以下この条において同じ。）があったとき又は小規模特定事業の期間が満了したときは、小規模特定事業が施工計画及び第9条第2項第8号の小規模特定事業区域の周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する計画（第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後の計画）に適合しているかについて、遅滞なく確認を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による確認の結果、同項に規定する計画のどちらにも適合すると認めるときはその旨の通知を、同項に規定する計画のどちらか又はどちらにも適合しないと認めるときは施工計画に適合又は土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知（以下「計画に適合するための必要な措置の通知」という。）を、第1項第1号の規定によ

る届出をした者又は期間が満了した小規模特定事業を行っていた者に行うものとする。

- 4 前項の規定により計画に適合するための必要な措置の通知を受けた者は、第1項第1号の規定による届出に係る小規模特定事業又は期間が満了した小規模特定事業に係る土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継等)

- 第14条 許可事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可等に係る小規模特定事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の譲渡の禁止)

- 第15条 許可等は、当該許可等を受けた許可事業者についてのみ効力を有し、これを第三者に譲渡してはならない。

(名義貸しの禁止)

- 第16条 許可事業者は、自己の名義をもって第三者に小規模特定事業を行わせてはならない。

(施工管理者の設置)

- 第17条 許可事業者は、許可等に係る小規模特定事業区域に施工管理者を置かなければならない。

(小規模特定事業に係る標識の掲示)

- 第18条 許可事業者は、許可等に係る小規模特定事業区域において、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- 2 許可事業者は、第11条第1項の変更の許可を受けたとき又は同条第4項の規定による届出をしたときは、速やかに、前項の標識の記載事項を当該変更の許可又は届出の内容に変更しなければならない。

(帳簿の記載等)

第19条 許可事業者は、許可等に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を、帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可事業者は、定期的に、前項の事項を市長に報告しなければならない。

(土壌検査)

第20条 許可事業者は、次の各号に掲げる日から起算して6月を経過する日又は小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000立方メートルを超える日のいずれか早い日(以下「検査基準日」という。)をもって、小規模特定事業区域内の土砂等が土壌基準に適合していることの検査(小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「土壌検査」という。)を行わなければならない。

(1) 土砂等の搬入を開始した日

(2) 前回の検査基準日

2 許可事業者は、小規模特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは小規模特定事業の期間が満了したとき、又は小規模特定事業の許可等を取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、土壌検査を行わなければならない。

3 土壌検査のための試料は、市長の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。

4 土壌検査は、規則に定める方法により行うものとする。

(土壌検査の報告)

第21条 前条第1項の土壌検査を行った者は、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可事業者は、許可等に係る小規模特定事業区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(水質検査)

第22条 第20条第1項に規定する排出される水の検査(以下「水質検査」という。)については、第20条及び前条第1項の規定を準用する。この場

合において、第20条第1項中「内の土砂等が土壌基準に適合していることの検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「土壌検査」という。）」とあるのは「から排出される水がある場合の当該排水される水の検査（以下この条及び次条において「水質検査」という。）」と、同条第2項から第4項までの規定中「土壌検査」とあるのは「水質検査」と、前条第1項中「土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

（書類の備置き等）

第23条 許可事業者は、許可等を受けた日から当該許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了する日又は許可等を取り消された日まで、第19条第1項の帳簿その他の規則で定める書類及び図面を当該許可等に係る小規模特定事業区域又は許可事業者の最寄りの事務所等に備え置き、当該小規模特定事業に関し土壌の汚染又は災害の発生の防止に係る利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 許可事業者は、許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了した日又は許可等を取り消された日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

（車両の表示）

第24条 許可事業者は、車両を使用し、又は委託等により小規模特定事業区域に土砂等を搬入するとき（土砂等を排出等する者が車両を使用し、又は委託等により搬入するときを含む。）は、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

（一時仮置き事業に係る標識の掲示）

第25条 第9条第1項第5号の規定により一時仮置き事業を届け出た者は、当該届出に係る一時仮置き事業を行う区域において、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（改善勧告）

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する者に対し、期間を定めて、必要な改善をするよう勧告することができる。

- (1) 事業者等が、第7条第2項に規定する命令に従わなかったとき。
- (2) 事業者等が、第8条第2項に規定する命令に従わなかったとき。
- (3) 第9条第1項の許可を受けていない者が、小規模特定事業を行っている
と認めるとき。
- (4) 第9条第1項第5号の規定により一時仮置き事業を届け出た者が、土砂
等の搬入開始の日から1年を超えて当該事業を行っている
と認めるとき。
- (5) 許可事業者が、第9条第2項の規定により提出した施工計画に適合して
いない小規模特定事業を施工していると認めるとき。
- (6) 許可事業者が、第10条第1項第1号から第3号まで（第11条第5項
において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準に適合してい
ない小規模特定事業を施工していると認めるとき。
- (7) 許可事業者が、第10条第3項（第11条第5項において準用する場
合を含む。）の規定により許可等に付した条件を遵守しなかったと認め
るとき。
- (8) 許可事業者が、第12条第1項又は第14条第2項の規定に違反し、
届出をしていないと認めるとき。
- (9) 許可事業者が、小規模特定事業区域に第17条の施工管理者を置いて
いないと認めるとき。
- (10) 許可事業者が、第18条第1項の標識を掲示せず、氏名等の記載事項の
全部若しくは一部を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第2項
の変更をしていないと認めるとき。
- (11) 許可事業者が、第19条第1項の規定に違反して帳簿に記載せず、又は
同条第2項の規定に違反して報告をしていないと認めるとき。
- (12) 許可事業者が、第20条第1項又は第2項の規定に違反して土壌検査を
実施せず、若しくは第21条第1項の規定に違反してその結果を報告せず、
又は同条第2項の規定に違反して報告をしなかったと認めるとき。
- (13) 許可事業者が、第22条において準用する第20条第1項又は第2項の
規定に違反して水質検査を実施せず、若しくは第22条において準用する

第 2 1 条第 1 項の規定に違反してその結果を報告しなかったと認めるとき。

- (14) 許可事業者が、第 2 3 条第 1 項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (15) 一時仮置き事業を届け出た者が、前条の標識を掲示せず、若しくは氏名等の記載事項の全部若しくは一部を掲示せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (16) 第 3 0 条に規定する許可事業者等が、第 3 1 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (17) 第 3 0 条に規定する許可事業者等が、第 3 1 条第 2 項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

(改善命令等)

第 2 7 条 市長は、前条の勧告を受けたにもかかわらず必要な改善を行わない者に対し、履行期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずる。

(許可の取消し等)

第 2 8 条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可等を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第 9 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (2) 第 1 0 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第 1 1 条第 1 項の規定により変更の許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第 1 1 条第 1 項に規定する変更の許可を受けたとき。
- (5) 第 1 2 条第 3 項の規定による命令に違反したとき。
- (6) 第 1 5 条又は第 1 6 条の規定に違反し、譲渡し、又は行かせたとき。
- (7) 第 2 6 条第 6 号、第 9 号、第 1 0 号、第 1 2 号又は第 1 3 号のいずれかに該当し、情状が特に重いとき。
- (8) 前条又は次条各項による命令に違反したとき。

2 前項の規定により許可等の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模特定事業について次条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しを受けた小規模特定事業に係る土砂等による土壌の汚染及び

災害の発生を防止するために必要な措置を期限を定めて講じなければならない。

(措置命令等)

第29条 市長は、小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、期間を定めて、当該小規模特定事業に係る土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、第9条第1項又は第11条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、期間を定めて、当該小規模特定事業を停止させ、及び必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

3 市長は、第13条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(協力要請)

第30条 市長は、土壌の汚染又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、事業者等、土砂等を排出等する者、土地の所有者その他の土砂等の埋立て等に関係する者（以下「許可事業者等」という。）に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者等に対し、土砂等の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に土砂等の埋立て等を行う区域の許可事業者等の事務所等その他土砂等の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土砂等の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第32条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第33条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を市長に納付しなければならない。

(1) 第9条第1項の規定により小規模特定事業の許可を受けようとする者
3万円

(2) 第11条第1項の規定により小規模特定事業の変更の許可を受けようとする者 2万円

2 既に納入した手数料は、還付しない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項本文又は第11条第1項本文の規定に違反して、小規模特定事業を行った者

(2) 第29条の規定による命令に違反した者

第36条 第7条第2項、第8条第2項、第12条第3項又は第27条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項本文又は第14条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第19条第1項の規定に違反して、記載すべき事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

(3) 第19条第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第22条において準用する第21条第1項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第31条第2項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第4項又は第13条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第23条第2項の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存しなかった者

(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は個人の業務に関し、第35条から第38条までに規定する違反行為をしたときは、当該行為をした者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に小規模特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から3月間は、第9条第1項の規定にかかわらず、当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市条例第17号

伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第21条を第23条とし、第20条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（伊勢崎市行政手続条例の適用除外）

第22条 第11条第3項の規定による命令については、伊勢崎市行政手続条例（平成17年伊勢崎市条例第19号）第3章の規定は、適用しない。

第19条を第20条とし、第11条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（資源物の収集又は運搬の禁止等）

第11条 市及び規則で定める者（以下「市等」という。）以外の者は、市が一般廃棄物を定期的に収集するための一時的な排出場所（以下「ごみ集積所」という。）に排出された資源物（缶、びんその他の再利用又は再生利用が可能なものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前項の規定に違反して、ごみ集積所から資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

3 市長は、前項の規定による指導を受けた者が、当該指導に従わず、ごみ集積所から資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

本則に次の2条を加える。

（罰則）

第24条 第11条第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

附則第3項中「第11条及び第14条」を「第12条及び第15条」に改める。

別表第1中「(第11条、第14条関係)」を「(第12条、第15条関係)」に改める。

別表第2中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第18号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 資金の用途は、事業に必要な設備資金（土地を除く。）及び運転資金とし、高利債務以外の肩替融資は認めない。

附則第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第19号

伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「法第48条第10項」を「法第48条第11項」に改め、同条第3項中「法第48条第9項」を「法第48条第10項」に、「令第130条の9の3」を「令第130条の9の5」に改め、同条第4項中「法第48条第14項及び第15項」を「法第48条第15項及び第16項」に改める。

(伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第281号)の一部を次のように改正する。

別表第1国定東地区、向原東地区、向原中央地区及び平井地区の項中「令第130条の9の3」を「令第130条の9の5」に、「令第130条の9の5」を「令第130条の9の7」に、「令第130条の9の6」を「令第130条の9の8」に、「せんたくソーダ」を「洗濯ソーダ」に、「シヤン化合物」を「シアン化合物」に、「孔埋作業」を「孔埋^{あな}作業」に、「排泄物」を「排せつ物」に改める。

(伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例(平成24年伊勢崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2の1多田山産業団地地区整備計画区域の部建築してはならない建築物の項中「法別表第2(6)項」を「法別表第2(7)項」に改め、同部建築物の建ぺい率の最高限度の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2の3伊勢崎駅周辺地区地区整備計画区域の部(1)駅南口西街区地区の款建築してはならない建築物の項、同部(2)駅南口東街区地区の款建築してはならない建築物の項及び同部(3)駅北口駅前広場地区の款建築してはならない建築物の項中「令第130条の9の3」を「令第130条の9の5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第20号

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市公園条例（平成17年伊勢崎市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第3条の3に次の1項を加える。

6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市消防事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市条例第21号

伊勢崎市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市消防事務手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第196号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表15の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」

に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表17の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第22号

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「16,200円」を「12,960円」に、「6,480

円」を「5,400円」に、「5,400円」を「4,320円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第23号

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年伊勢崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず」を「については」に、「までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了した」を「までの間は、この条例による改正後の伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了している」に改める。

附則第3項中「主任介護支援専門員更新研修を修了したものを」を「主任介護支援専門員更新研修（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員

更新研修のうち最初のをいう。以下同じ。)を修了したもの」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第24号

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第6条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「(省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第68条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第81条中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第25号

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第26号

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第27号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第1項中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「法第321条の8第24項」を「法第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受けるときには、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受けるときには、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるも

のとする。

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項から第9項までを削り、第10項を第6項とし、第11項を第7項とし、同条第12項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第8項とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の

規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32

年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定

資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第28号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第19項とし、同項に見出しとして「(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第17項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第 13 項（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項の前の見出し及び同項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 7 項の次に次の 1 項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

8 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の

同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第29号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例(平成17年伊勢崎市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第26条第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。